

船舶事故調査報告書

平成30年6月13日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗揚
発生日時	平成28年10月26日 14時00分ごろ
発生場所	静岡県焼津市大井川港北東方沖 大井川港南防波堤灯台から真方位011°1,200m付近 (概位 北緯34°47.3′ 東経138°18.5′)
事故の概要	遊漁船喜久丸は、北西進中、消波ブロックに乗り揚げた。 喜久丸は、釣り客が負傷し、左舷船首部等に破口を生じた。
事故調査の経過	平成28年10月31日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	遊漁船 喜久丸、10トン 242-20298 静岡、個人所有 12.00m (Lr) × 3.38m × 1.25m、FRP ディーゼル機関、433.95kW、平成7年5月1日
乗組員等に関する情報	船長 男性 50歳 一級小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成17年12月26日 免許証交付日 平成26年4月3日 (平成31年8月9日まで有効)
死傷者等	重傷 1人（釣り客）
損傷	左舷船首部及び右舷船底に破口
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約1m、潮汐 ほぼ満潮時
事故の経過	本船は、船長及び乗組員1人が乗り組み、釣り客1人を乗せ、静岡県牧之原市相良港東方沖での釣りを終え、大井川港に向けて帰途につき、帰港した後にひらめ刺し網漁を行う予定であったので、漁場の状況を確認する目的で大井川港北東方沖の漁場を経由して入港することとした。 本船は、大井川港北東方沖を約7～8ノットの対地速力で南西進中、船長が、船首の錨がなくなっていることに気付くと同時に、突然舵が効かなくなり、船首を北西方に向けて大井川港南防波堤付近に設

	<p>置された消波ブロック（以下「本件消波ブロック」という。）に向かう針路となり、機関を中立としたが、平成28年10月26日14時00分ごろ、本件消波ブロックに乗り揚げた。</p> <p>本船は、船長が操舵室前方の客室で寝ている釣り客及び乗組員の安否を確認した後、自力で本件消波ブロックから離れ、大井川港に入港した。</p> <p>釣り客は、乗揚の衝撃により腰に激しい痛みを感じていたため、大井川港入港後に病院に行ったところ、腰椎圧迫骨折等と診断された。（付図1 事故発生場所概略図 参照）</p>
その他の事項	<p>本船の喫水は、船首約0.5m、船尾約1.6mであった。</p> <p>船長は、船首に錨を固縛していたが、アンカーロープ（ナイロン製、直径約20mm、長さ約200m）は固縛していなかった。</p> <p>船長は、舵が効かなくなったときに機関を中立としたが、行きあしがあつたので、本船は停止しなかった。</p> <p>船長は、錨及びアンカーロープがうねりで落下したものと本事故後に思った。</p> <p>船長は、本事故後、本船を上架した際、切れたアンカーロープが舵板及び推進器に絡んでいたことを認め、流出したアンカーロープが舵板に絡んで突然舵が効かなくなったと思った。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	あり あり なし <p>本船は、大井川港北東方沖において、船首から錨が落下したことから、アンカーロープが海中に流出し、舵板及び推進器に絡まって舵が効かなくなり、本件消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>本船は、錨が落下してアンカーロープが海中に流出し、同アンカーロープが船尾方に流れて舵板及び推進器に絡まって舵が効かなくなったものと考えられるが、錨が落下した状況を明らかにすることができなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、大井川港北東方沖において、船首から錨が落下したため、アンカーロープが海中に流出し、舵板及び推進器に絡まって舵が効かなくなり、本件消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行する際は、錨及びアンカーロープが落下しないよう、適切な方法で固縛することが望ましい。

付図1 事故発生場所概略図

